

施設管理権原者等の皆様へ



学校・病院・児童福祉施設・行政機関の庁舎は

2019年7月1日から敷地内禁煙です！



望まない受動喫煙を防止するため、2018年7月25日に健康増進法が改正され、多くの人を利用する施設は原則敷地内禁煙又は屋内禁煙が義務付けられます。

特に、学校・病院・児童福祉施設・行政機関の庁舎は、2019年7月1日から敷地内禁煙とする必要があります。

どんな施設が対象なの？



20歳未満の人や、病気の人・妊婦など、健康への影響が大きい人が利用する施設

■ 学校	幼稚園・小中学校・高等学校・大学・専修学校・各種学校、その他の学校及び教育施設（一部施設を除く）
■ 病院	病院、診療所、助産所、薬局、施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復など）、介護老人保健施設など
■ 児童福祉施設	保育施設、こども園、小規模保育事業・事業所内保育の施設、放課後児童クラブ、障害児通所支援事業の施設、少年院・少年鑑別所など
■ 行政機関の庁舎	国・地方公共団体がその事務を処理するために使用する施設

※対象施設の詳細については、改正健康増進法や政省令をご確認ください。

※屋外の一部の場所で、下記の措置が取られた場所に、特定屋外喫煙場所を設置することができます。喫煙をすることができる場所が区画されていること。喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること。

2020年  
4月1日  
施行



上記以外の多数の人が利用する施設は **原則屋内禁煙**

飲食店は経営規模により異なり、**屋内禁煙**または**喫煙可**



■ 既存特定飲食提供施設	資本金または出資の総額が5,000万円以下かつ、客席面積100㎡以下の飲食店	標識の掲示により喫煙可 喫煙可能場所は20歳未満立入禁止
■ 上記以外の飲食店		<b>原則屋内禁煙</b> 喫煙専用室の設置可 加熱式たばこ専用喫煙室であれば飲食可 喫煙可能場所は20歳未満立入禁止
■ その他多数の人が利用する施設	事業所、店舗、工場、興業場、集会施設など	喫煙専用室の設置可 加熱式たばこ専用室であれば喫煙以外も可 喫煙可能場所は20歳未満立入禁止

※対象施設の詳細については、改正健康増進法及び政省令をご確認ください。

## 施行スケジュール

2019年  
7月1日

施設利用者に周知

学校・病院・児童福祉施設・行政機関  
敷地内禁煙



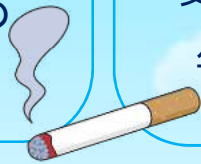
必要に応じ喫煙専用室設置などを準備し、  
施設利用者に周知

2020年  
4月1日

上記以外の特定施設  
原則屋内禁煙

## 知っていますか？ たばこの影響

副流煙に含まれる  
タールは主流煙の  
**3.4倍**



紙巻きたばこの先端から立ち上がる煙(副流煙)に含まれるタールの量は、喫煙者本人が吸い込む煙(主流煙)に含まれるタールの量の3.4倍とされています。  
※タールは、発がん性物質が多く含まれ、肺を黒くする物質です。

受動喫煙による死亡  
年間**15,000**人

喫煙が、がんや虚血性心疾患などの病気を引き起こすことは広く知られています。たばこを吸わない人でも、他人のたばこの煙を吸うことで、肺がん・虚血性心疾患、脳卒中などのリスクが増加することが明らかとなっています。

加熱式たばこも  
たばこです



加熱式たばこの主流煙には、主要な発がん性物質が含まれています。  
なお、受動喫煙により他人の健康を損なう恐れがあることは、明らかではありません。



詳しい情報はこちらへ  
<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう!望まない受動喫煙



新潟市保健所 健康増進課 TEL 025-212-8166

